

令和 8 年度下半期金属資源化物(一部)売却単価契約仕様書

1 品名

金属資源化物(一部)

2 規格

売却する金属資源化物(一部)は次に掲げる品目とする。

- (1) 秋田市総合環境センターに搬入される金属類および金属粗大ごみ
- (2) 解体等がされていない自転車等の硬質な金属類および金属粗大ごみ
- (3) (1)および(2)から発生するプラスチック等の残渣類

3 予定搬出量

約 315t

本契約における金属資源化物(一部)の搬出量は予定量の推計であり、予定搬出量を保証するものではない。

4 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 搬出場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

秋田市総合環境センター構内

6 積込み、搬出が可能な日および時間帯

金属資源化物(一部)の積込み、搬出が可能な日および時間帯は次のとおりとする。

- (1) 積込みおよび搬出が可能な日
原則、水曜日を除く、月曜日から金曜日までの平日
- (2) 積込みおよび搬出が可能な時間
午前 8 時から午後 4 時 30 分まで

7 搬出車両および重機

金属資源化物(一部)に係る車両および重機は次のとおりとする。

- (1) 搬出車両はスクラップ等運搬用ダンプを使用すること。また、総合環境センターで計量可能な車両であること。(車幅 3 m×車長 10.5m×総重量 30 トン未満とする。)
- (2) 積込みには重機等を使用すること。
- (3) 運転および操作する際は免許の交付を受けたものが行うこと。

8 計量方法

総合環境センター計量所の計量機による。

9 契約単位

単価契約に係る金属資源化物(一部)の単位は、1 t 当たりとする。

10 搬出実績の報告

受注者は、金属資源化物(一部)の搬出が行われた月は、担当者に搬出実績を報告するものとする。

11 提出書類

受注者は、契約締結後、最初の搬出日までに次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 車検証の写し
- (2) その他に発注者が提出を求めた書類

12 説明会

説明会の場所は次のとおりとする。

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1 総合環境センター

説明会の日時は、入札参加申込受付日から入札参加申込締切日前日までとし、入札参加希望者で説明を希望する場合は、事前に総合環境センターまで連絡すること。

13 その他

- (1) 受注者は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 受注者は、金属資源化物(一部)を適切に処理できる施設および機器を所有していること。
- (3) 発注者は、必要に応じて受注者が処理する金属資源化物(一部)の状況を確認することがある。
- (4) 受注者は、契約に係る金属資源化物(一部)に乾電池やリチウムイオン電池等が入っていること踏まえ、十分な対策を取り、適切な処理をすること。
- (5) 金属資源化物(一部)は、金属とプラスチック等が混入状態である。
- (6) 金属資源化物(一部)は、再生資源であることから適切な処理をすること。
- (7) 受注者は、搬出時に飛散防止対策をすること。
- (8) 受注者は、搬出作業時に施設、設備に損壊等を及ぼしたときは、直ちに発注者に報告するとともに、必要な応急処置を講じ、受注者の負担で現状復旧すること。また、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しな

ればならない。

- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議して定めるものとする。

14 問合せ先

秋田市環境部総合環境センター 施設担当

電話番号 018-839-4816